



第14回 中学生にも黙秘権があります。

中学生違法取調べ事件—2017年(平成29年)8月10日警告

札幌弁護士会会員・元当法人権擁護委員会委員 寺林 智栄 (60期)

1 申立ての概要

(1) 平成27年12月、男子中学生(当時3年生)2名(以下、それぞれABという)が、クラスメイトの男子に対して万引きをするように強要したという嫌疑をかけられ、警察署に出頭するよう要請された。

ABは両親を伴って警察署に出頭し、それぞれ別の部屋で事情聴取を受けた。

その際、強要罪の被疑事実の取調べであるにもかかわらず、担当警察官らは、ABに対して黙秘権の告知をしなかった。

また、ABが強要の事実を否定すると、警察官らは、弁解を一切聞かずに予断をもって決めつけ、「お前の首を取るぞ。ためえ高校なんか行かせねえぞコラ」、「正直に言えねえんだったらパクるからな」、「認めねえんだったら最後まで認めるな。そのかわりお前を牢屋に入れるから」等の暴言を吐き、脅迫的な言動を行った。

ABは、その結果、犯行を認める上申書、反省文を作成させられた。

(2) ABらの代理人は、上記の取調べが犯罪捜査規範166条等に違反するほか、特別公務員暴行陵虐罪(刑法195条1項)、脅迫罪(同法222条)、強要罪(同法223条)に該当するとして、警察署に対して抗議書を送付して警察署長との面談を求めるほか、担当警察官らを刑事告訴した(その後、刑事告訴は取り下げられた)。

しかし、警察署側の対応に誠意が見られなかったことから、平成28年9月29日付で人権救済申立を行った。

2 調査の経過

本件は、平成28年10月3日に予備審査に委嘱され、同年10月11日に調査開始との予備審査報告が出された。

その後、当委員会の佃克彦委員及び当職がABらの

事情聴取を行ったほか、警察署長に対して当会より照会を行って回答を受理し、調査を終了した。

3 調査結果

(1) 調査結果は、警察署に対する警告が相当というものであった。

(2) 理由の概要は以下のとおりである。

ア 本件においては、警察官らは、ABの事情聴取に際し、黙秘権を告知せず、前記のような暴言・脅迫的言動を行い、当初嫌疑を否認していたABは、これにより犯行を認めるに至ったことが認められる。

イ 黙秘権の不告知という不作為は、黙秘する機会を奪うものであり、ABの黙秘権を侵害するものである。

また、関与を否定したAに対して、「反省がない」、「高校への進学のを断つ」、「逮捕する」、「鑑別所、少年院や刑務所に収容する」などと述べて威迫し、あるいは乱暴な口調で委縮させて事件への関与を認める供述を迫ったこと、別室で取り調べられていたBが事件への関与を認めた旨告げて「お前だけ事件として取り上げる」などと述べて孤立感を抱かせ、一層圧力を与えて供述を迫ったことは、Aの供述の自由を著しく侵害するものである。

警察官らは、Bに対しても、施設収容を匂わせ、否認している限り高校進学のを断たれることを示唆し、かつ、事件の関与を認めれば宥恕することを繰り返し述べて事件への関与を認める供述を迫ったと認められ、Bの供述の自由を侵害した。

(3) 警告は、平成29年8月10日に執行された。

4 最後に

本件は、少年に対する極めて悪質な違法取調べの事案であり、今後、このようなことが繰り返されないことを切に願うものである。